第十号様式（第二十八条関係）　（昭五四厚令一・一部改正、昭五五厚令一〇・一部改正、昭五六厚令一一・一部改正、昭五八厚令一・一部改正、平二厚令一・一部改正、平二一厚令一一・一部改正、平二三厚令一・一部改正、平二四厚令一・一部改正、平二五厚令一〇・一部改正）

（表）

第　　号	身分証明書	写真	住所 氏名 生年月日

右は、港湾法第五十六条の五第一項の規定により同法第三十七条第一項、第四十三条の八第一項、第五十五条の三の五第一項、第五十六条第一項（第五十六条の五第一項の規定により同法第三十七条第一項の規定の適用がある場合を含む。）の規定による許可に係る行為に係る施設又は当該施設を受け継いだ者の事務所若しくは事業場に立ち入るべき者であることを証明する。

交付年月日
有効期間

発行機関名

発行機関印

（裏）

港湾法抜粋

（職員の徴憑）

第五十六条の五　国土交通大臣、都道府県知事又は港務局の長は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第一項、第五十五条の三の五第一項、第五十六条第一項又は第五十六条の五第一項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る施設若しくはこれらの事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。